

九州タクシー無線

一般社団法人 九州タクシー無線協会
〒860-0805 熊本中央区桜町2番17号
TEL 096-353-3916 FAX 096-288-1260

恭賀新年

本年もよろしくお願ひ申し上げます

会長	小山 剛司	(株) T a K u R o o
副会長	四元 永生	元船光タクシー(株)
〃	嘉久 札子	鷹羽運輸事業(協)
理事	浅野間康雄	国際興業グループ事業(協)
〃	田中 信之	久留米報国自動車(有)
〃	齊藤 恭宏	(株) 鳥栖構内タクシー
〃	四元 清安	元町タクシー(株)
〃	寺本 光秀	水前寺タクシー(有)
〃	下森 正也	みなとタクシー(株)
〃	吉本 悟朗	エムアール交通(株)
〃	山元 勝志	(株) 山元交通
監事	入江 展史	(株) 入江タクシー
〃	倉岡 征宏	熊本タクシー(株)
専務理事	古家 哲明	無線協会事務局
事務局員	小松 益美	〃



★会報は当無線協会の Web サイト(<https://kyumukyo.sakura.ne.jp/>)でもご覧いただけます



新年のご挨拶

一般社団法人 九州タクシー無線協会
会長 小山剛司

新年明けましておめでとうございます。

新春を迎え、会員の皆様におかれましては、ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の事業運営、並びにタクシー無線通信の発展に多大なるご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

現在のタクシー業界は、多様な社会情勢の変化に直面いたしました。しかし、いかなる時も、無線通信は、災害における情報伝達、緊急時の迅速な配車、そして何よりも地域交通としての安全運行の生命線として、その搖るぎない重要性を証明してまいりました。

昨今はIT技術の発展により配車システムの変化が一気に進んでおりますが、無線システムの在り方はさらに進化していくものと思っております。

今後、タクシー無線は、IP無線への移行や配車アプリの普及で、さらに様変わりをしていくと思われますが、デジタル社会への対応が厳しいお客様も大事なタクシーユーザーであることは間違ひありません。地域やお客様の使い方に則したやり方で進化していく事が必要だと考えます。

さて、九州タクシー無線協会が抱えている課題であります協会の存続について議論を進めていかなければなりません。全国自動車無線連合会が解散し、各ブロックで、協会の存続が話し合われ、解散に向かっている組織もございます。

当無線協会においても今後の在り方をしっかり議論し、会員の皆様が納得できる結論を出していきたいと思っております。

会員の皆様のさらなるご健勝とご発展を心より祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

本年も何卒よろしくお願ひいたします。





新年のご挨拶

総務省 九州総合通信局

局長 中西 悅子

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人九州タクシー無線協会及び会員の皆様におかれましては、日ごろより総務省の情報通信行政に格別のご理解とご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

昨年8月の豪雨により、運行車両の浸水等、甚大な被害が生じました。被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。また、このような状況下においても、皆さまのご尽力により地域の交通インフラを支える役割を果たすことができたことに改めて敬意を表します。

タクシー業界を取り巻く環境は、社会的・経済的な変化を背景に厳しさを増しておりますが、介護・福祉、観光・インバウンド対応など、地域社会の安心・安全や活性化を支えるインフラとして重要な役割を担っているのがタクシーであると思います。タクシー無線は、これらのサービスを支える重要な通信手段であり、引き続き適正利用に努めていただきますようお願ひいたします。

総務省では、昨年10月から「無線局の免許状等のデジタル化」を開始しております。これは、政府全体で推進する「デジタルファースト原則」に基づくものであり、免許人等及び行政機関の双方の電波法に基づく行政手続の更なる迅速化や効率化、コスト削減を目的としております。会員の皆様におかれましては、一斉再免許手続きや電子申請等、円滑な事務手続きの推進にご協力いただきますようよろしくお願いします。

また、安全で快適な交通システムの実現に向けて 5.9GHz 帯に※V2X (Vehicle-to-Everything) 通信システムを導入するための制度整備を行うなど、情報通信技術を用いた高度道路交通システム（ITS）の普及を推進しております。新たな無線技術の導入が※DX (Digital Transformation) を促進し、タクシー業界にも※DX (Drive Excellence) をもたらすことを期待しています。

最後になりますが、一般社団法人九州タクシー無線協会及び会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いします。

※V2X (Vehicle-to-Everything)：車両がリアルタイムにあらゆる対象とデータ通信を行い、安全性・効率性・利便性を大きく高める次世代の基盤技術。

※DX (Digital Transformation)：デジタル技術を活用して、業務プロセス、ビジネスモデル、企業文化などを根本的に変革し、新たな価値を創造して競争優位性を確立すること。

※DX (Drive Excellence)：卓越性を推進すること。常に高い目標を設定して最高のパフォーマンスを目指し、継続的に改善すること。

総務省 無線局の電子申請義務化を提示

令和 13 年度からは 5 局以上開設の法人まで拡大

政府全体として「デジタルファースト原則」が推進されていることから、総務省は、無線局の免許・再免許・変更・廃止等の諸手続きについては、書面による手続きを廃止し、電子申請を義務化することとしています。

スケジュールとしては、国、独立行政法人及び携帯電話事業者は令和 8 年 4 月から、放送事業者は令和 10 年 5 月から、その他の 5 局以上の無線局を開設している法人は令和 13 年 4 月から義務化すると提示されています。

さらに、電子申請する場合に使用する委任状についても、書面委任状は認められず電子委任状が義務化されることとなります。ただし、電子委任状の義務化については、令和 18 年 3 月末までの経過措置が設けられています。

当無線協会では自営無線会員の 98% が 5 局以上の無線局を開設していることから、これらへの対応が必要となります、会員の中には電子委任状への対応（①G ビズ ID または電子証明書の取得、②電波利用電子申請システムのアカウント取得、③同システムでの電子委任手続き）が困難な免許人も出てくることが想定されます。

この懸念は、全国の各自動車無線協会で共通していることから、12 月 1 日、総務省に対して連名による意見書（次ページ参照）を提出しました。

その後、19 日付で総務省の報道発表があり、この意見書に対しては「今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。5 局以上開設する者には電子申請によるコスト削減効果があると考えており、引き続き、免許人等のご理解・ご協力が得られるよう広く周知広報に努めてまいります」旨の回答が示されています。

総務省本省が電子申請義務化について説明



総務本省は 12 月 22 日、東京・自動車会館で全国自動車無線連絡協議会に対して、「無線局の電子申請義務化」について説明を行いました。

総務本省からは、電波政策課及び移動通信課の計 4 名が、全国自動車無線連絡協議会からは各無線協会の専務理事等 7 名（当無線協会からは古家専務理事）が出席しました。

総務本省から、無線局の電子申請の義務化に関する説明と協議会への協力依頼があり、協議会からは自営タクシー無線会員の義務化対応への懸念やヘルプディスクの迅速・的確対応等サポート体制の充実強化を求める意見等が出されました。また、電子申請システムのは正・改善についても具体的要望事項を別途取りまとめて要望書として本省へ提出することで確認されました。

意　見　書

令和7年12月1日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

「無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度改正案」 に対する意見提出について

「無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る関係省令の改正案(概要)」において、電子申請義務化の今後として、電子申請義務化の対象範囲と予定される時期、電子申請によるコスト削減効果が示された上で、その義務化の対象として「免許局・登録局を5局以上開設している『法人』に対する義務付けを令和13年4月1日からとする」とされています。また、これに併せて電子委任状の使用についても、令和18年3月末までの経過措置が設けられているものの、原則として「5局以上を開設している『法人』は、電子委任状による電子申請を行わなければならない」ことが今後の検討方針として示されています。

5局以上を開設している法人の免許人は、多種多様な業界にわたり、その免許人の事業規模も大企業から中小零細まで幅広い範囲に広がっています。各地方自動車無線協会等が関わるタクシー事業者においても多くの中小零細企業であり、自営無線局を開設しているタクシー事業者(以下、「免許人」という。)であっても、開設している局数は小規模の免許人が少なくない状況です。こうした免許人は、安全運行管理から経営管理、労務管理など多岐にわたる業務を少人数で行っているのが現状です。

このような規模の免許人に対して、各地方自動車無線協会等では、5年後に向けて「GビスID」の取得など電子委任状を使用した電子申請や免許人自ら電子申請が出来る環境が整えられるよう努めていきたいと考えている一方で、免許人の方々の中には経営状況はじめとする事業環境を巡る様々な要因によって、電子申請が出来る環境を整えることに支障がある免許人が出てくることも、十分に想定されます。

こうしたやむを得ない理由により電子申請が出来ない免許人に対しても継続して自営無線局が開設できる申請方法等について、義務化の対象範囲の拡大検討や関係省令の改正検討を行う際には、十分に考慮して検討されることを強く要請するものです。

一般社団法人 関東自動車無線協会、一般社団法人 北海道ハイヤー協会、
一般社団法人 東北自動車無線協会、一般社団法人 信越自動車無線協会、
一般社団法人 近畿自動車無線協会、一般社団法人 中国自動車無線協会、
一般社団法人 四国自動車無線協会、一般社団法人 九州タクシー無線協会

令和7年度第2回理事会を開催

当無線協会の令和7年度第2回理事会が10月23日、熊本市で開催されました。理事12名中9名、監事2名中2名が出席し、各議事について審議されました。採決状況については、いずれも満場で議決・承認・確認されました。また、議事終了後は、組織の在り方について、フリーディスカッションが行われました。



【小山会長の冒頭挨拶（要旨）】

高市新内閣では熊本4区選出の金子先生が国交大臣に就任された。ライドシェア反対派で、タクシーの九州議連のとりまとめ役をされており、気配りも素晴らしい方である。また、熊本1区選出の木原先生も官房長官に就任された。両氏とも全タク連にもなじみ深い方なので、我々にとってはとても頼もしい応援団となるだろう。

一方、総理大臣は高市先生であり、しかも日本維新の会との連立となつたため安心はできない。油断せずこれから先も気を引き締めなければならない。

本日の理事会は、私にとっては初めてのハンドリングとなる。この無線協会も厳しい局面に入っているが、会員のご期待に応えながら皆様方が安心できるよう健全運営に努めていきたいので、ご協力をお願いしたい。

【議事概要】

(1) タクシー無線の施設状況（上期）について

今年度上期での無線局数の増減は、自営無線基地局13局減、自営無線移動局306局減、IP無線24局減。9月末現在での合計局数は基地局175局、移動局（自営無線・MCA・IP無線の総数）8,129局。

(2) 会員の入会・退会状況（上期）について

今年度上期での入会は無し、退会は14社・団体でIP移行及び廃業が主な理由。

(3) 令和7年度予算の執行状況（上期）について

今年度上期における経常収益は6,043,276円（年間予算比53.3%）、経常費用は6,905,422円（年間予算比49.4%）、当期経常増減額は△862,146円。

正味財産期末残高は2,000万円を超えており、令和7年度通常総会議決による「組織の解散や会費値上げ等の検討」については、今年度は行わない。

(4) 令和7年度支部通信費助成金について

今年度支部通信費助成金として、本部要請による文書等の会員配布のための送料（通信費）の1/4相当額を支部・地区へ補助（今回対象は福岡地区のみ）。

(5) 令和8年度通常総会の計画案について

- ① 開催日時 令和8年6月4日（木）12:30～14:00
- ② 開催場所 ワン・ステーションホテル熊本
- ③ 規模等 参加者総数15名程度（各支部1名程度）で簡素化形式

(6) その他

- ①全国自動車無線連絡協議会の会議報告、②今後の会議予定等

協会事務局からのお知らせ

(1) 再免許申請の委任状提出をお急ぎください！

令和8年5月31日に免許の有効期間が満了する無線局は、令和7年12月から令和8年2月末日までの間に再免許申請をしなければなりません。

今回の再免許対象局は、全ての自営無線局の約8割に及びますので混雑が予想されます。また、手続内容に不備があった場合には、修正のために一定の日数を要しますので、日程に余裕をもって手続きしていただくようお願いします。

会員ごとの再免許対象局一覧及び手続方法については、既に対象会員あてにお知らせしております。

当無線協会では、会員の負担軽減のために電子申請の代理を行うとともに、委任状等の提出内容をチェックしながら手続き洩れのないように努めて参ります。

また、今回の再免許は「無線局免許状のデジタル化」に係る法令改正に伴い、次の点が従来から変更されておりますのでご承知おき願います。

<変更点>

今回の免許状には偽造防止のため、「写し」「Official Copy」の透かし文字が斜めに入ることとなりました。

<右図参照>

なお、皆様への免許状の送付時期が6月上旬へ変更となる旨をお知らせしていましたが、その後の総務省のシステム改修等により、従来どおり5月下旬となる予定です。



↑ 免許状見本（縮小版）

(2) 電波利用料が減額されました

電波利用料が、次のように減額改訂されました。（令和7年10月1日施行）

局種	旧料額（1局年額）	改正後料額（1局年額）
基地局	6,400円	3,900円
陸上移動局	400円	200円

(3) 定期検査の点検実施報告書提出はお済ですか！

本年度の定期検査対象無線局のうち、未だ点検実施報告書の提出がない無線局は下表のとおりとなっています。速やかに提出されますようお願いします。

なお、特段の事情がある場合は、期限の延長を願い出ることも可能ですので、早めに当無線協会本部までご相談ください。

【令和7年12月24日現在】

支 部	No.	会 員 名	免許番号	識別信号
福岡	45	福栄タクシー(有)	321207	ふくえいほんしや
筑後	31	有明交通(株)	7211	ありあけほんしや
佐賀	32	温泉交通(株)	7324	おんせんほんしや
佐賀	37	松浦タクシー(株)	7342	まつうらほんしや
佐賀	39	(株)武雄タクシー	7328	たけおほんしや
佐賀	39	(株)武雄タクシー	7343	たけおタクシーミまさか
佐世保	2	佐世保タクシー(株)	281390	させぼほんしや
熊本	97	(株)くたまタクシー	7657	くたまほんしや
宮崎	3	宮交タクシー(株)	8122	みやたくひゅうが
宮崎	3	宮交タクシー(株)	8327	みやたくきょうまち
宮崎	3	宮交タクシー(株)	8150	みやたくたかちほ
宮崎	12	扇興タクシー(株)	7857	せんこうほんしや
宮崎	17	(有)柳田タクシー	7858	やなぎたほんしや
鹿児島	62	(株)市丸タクシー	8028	いちまるにしのおもて
北薩	2	旭交通(株)〈出水市〉	8063	あさひほんしや

(注)12月24日現在での当無線協会受付を基準としていますので、行き違いの場合はご容赦下さい

(4) 無線従事者養成講習会の計画 (令和8年1月～3月分)

開催地	月 日	会 場
福岡市	1月14日(水)	福岡商工会議所
	2月17日(火)	
佐賀市	1月28日(水)	佐賀県教育会館
熊本市	1月15日(木)	熊本市国際交流会館
宮崎市	3月10日(火)	宮崎県農協会館AZM
鹿児島市	3月 5日(木)	鹿児島県老人福祉会館

(注)・宮崎市の開催日は当初の計画から変更されています

・詳細は、(公財)日本無線協会九州支部(電話 096-325-1384)へお問い合わせ下さい